

特掲診療料

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・外来栄養食事指導料の注2に規定する基準 ・外来栄養食事指導料の注3に規定する基準 ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する
週隔モニタリング加算 ・糖尿病合併症管理料 ・がん性疼痛緩和指導管理料 ・がん患者指導管理料イ ・がん患者指導管理料ロ ・がん患者指導管理料ハ ・がん患者指導管理料ニ ・糖尿病透析予防指導管理料 ・小児運動器疾患指導管理料 ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料1 ・婦人科特定疾患治療管理料 ・二次性骨折予防継続管理料1 ・二次性骨折予防継続管理料3 ・下肢創傷処置管理料 ・救急搬送医学管理料1/夜間休日救急医学管理料1 ・救急外来緊急検査対応加算1 ・救急時医療情報取得加算 ・院内トリアージ実施体制加算 ・外来放射線照射診療料 ・外来腫瘍化学療法診療料1
(連携充実加算) ・ニコチン依存症管理料 ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算 ・遺伝性疾患療養指導管理料
(がんゲノムプロファイリング検査) ・開放型病院共同指導料 ・がん治療連携計画策定料 ・肝炎インターフェロン治療計画料 ・薬剤管理指導料 ・医療機器安全管理料1 ・医療機器安全管理料2 ・医療機器安全管理料(歯科) ・救急患者連携搬送料1 ・歯科治療時医療管理料 ・在宅患者訪問看護・指導料及び
同一建物居住者訪問看護・指導料の注2 ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプ
と連動する持続血糖測定器を用いる場合)
及び皮下連続式グルコース測定 ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプ
と連動しない持続血糖測定器を用いる場合) ・持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 ・遺伝学的検査の注1に規定する施設基準 ・骨髄微小残存病変量測定 ・BRCA1/2遺伝子検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) ・検体検査管理加算(Ⅰ) ・検体検査管理加算(Ⅳ) ・遺伝カウンセリング加算 ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ・ヘッドアップティルト試験 ・単線維筋電図 ・神経学的検査 ・小児食物アレルギー負荷検査 ・前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの) ・CT撮影及びfMRI撮影 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算 ・外来化学療法加算1 ・無菌製剤処理料 ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ) ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) ・がん患者リハビリテーション料 ・廃用症候群リハビリテーション料 ・歯科口腔リハビリテーション料2 ・通則5 休日加算1・時間外加算1・深夜加算1 ・ストーマ合併症加算 ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー ・組織拡張器による再建手術
(乳房(再建手術)の場合に限る。) ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算 ・骨移植術(軟骨移植術を含む。)
(自家培養軟骨移植術に限る。) ・人工肩関節置換術(腱移行を伴うもの) ・後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるもの) ・椎間板内酵素注入療法 ・腎臓刺激装置植込術及び腎臓刺激装置交換術 ・内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)
及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術
(頭蓋底郭清、再建を伴うもの) ・乳がんセンチネルリンパ節加算1及び
センチネルリンパ節生検(併用) ・乳がんセンチネルリンパ節加算2及び
センチネルリンパ節生検(単独) ・乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術
(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術
(腋窩郭清を伴うもの)) ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術
(乳房切除後) ・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・胸腔鏡下肺切除
(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるもので
内視鏡手術用支援機器を用いる場合) | <ul style="list-style-type: none"> ・胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
(区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので
内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
(気管支形成を伴う肺切除) ・食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、
内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、
胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
陰嚢瘻閉鎖術(内視鏡によるもの) ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
1高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの ・経皮的中等心筋焼灼術 ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ・大動脈バルーンパンピング法(ⅠABP法) ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方) ・内視鏡の逆流防止粘膜切除術 ・腹腔鏡下十二指腸腸胃切除術(内視鏡処置を併施するもの) ・腹腔鏡下胃切除術
(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))
及び腹腔鏡下胃切除術
(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)) ・腹腔鏡下噴門側胃切除術
(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))
及び腹腔鏡下噴門側胃切除術
(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)) ・腹腔鏡下胃全摘術
(単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))
及び腹腔鏡下胃全摘術
(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)) ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術 ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの) ・腹腔鏡下胆嚢ヘルニア手術(両側) ・胆管悪性腫瘍手術(脾臓十二指腸切除
及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。) ・体外衝撃波胆石破砕術 ・腹腔鏡下肝切除術 ・体外衝撃波脾石破砕術 ・腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術 ・腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 ・内視鏡の小腸ポリープ切除術 ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術
(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) | <ul style="list-style-type: none"> ・腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術
及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) ・腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) ・体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術
(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) ・腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) ・膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術
及び陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの) ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術 ・周術期栄養管理実施加算 ・輸血管理料Ⅱ ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ・通則12 休日加算1・時間外加算1・深夜加算1 ・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静(声門上器具又は気管挿管による
気道確保を伴わないもの)1 ・麻酔管理料(Ⅰ) ・放射線治療専任加算 ・外来放射線治療加算 ・高エネルギー放射線治療 ・一回線量増加加算 ・画像誘導放射線治療(IGRT) ・体外照射呼吸性移動対策加算 ・定位放射線治療 ・定位放射線治療呼吸性移動対策加算 ・病理診断管理加算2 ・悪性腫瘍病理組織標本加算 ・口腔病理診断管理加算2 ・クラウン・ブリッジ維持管理料 ・酸素の購入単価 ・看護職員処遇改善評価料51 ・入院ベースアップ評価料143 ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) |
|--|---|--|---|